

助成対象となるリフォーム工事一覧

松戸市木造住宅耐震改修助成事業を利用する耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事で、次の表に掲げる工事などを助成の対象とします。なお、本市が実施している他の制度による補助金の交付を受ける工事は対象外となります。

	部位	対象となる工事	対象としない工事
建築工事	屋根	葺替え、塗装工事等	(1) 家具（造付け家具を除く。）、備品等の購入及び設置に係るもの (2) 下屋（さしかけ屋根等）、後付けベランダ、外階段等の設置工事 (3) 外構工事等
	外壁、軒裏等	張替え、塗装工事等	
	外部建具	既設建具の改修又は新設工事	
	床、壁、天井等	室におけるそれぞれの部位の張替え、塗装工事等	
	内部建具	(1) 壁等改修に伴う既設取替え又は新設工事 (2) 造付け家具、建具枠等の造作工事	
	その他	(1) 間仕切り壁の変更等に伴う工事 (2) バリアフリー化に係る工事	
機械設備工事	配管	(1) 老朽化等による既設配管の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設に伴う配管工事	(1) 下水道接続工事 (2) 屋外に外流しを設置する工事等
	機器	老朽化、バリアフリー化又は機能向上のために行う便所、台所、浴室等の機器の取替え又は新設	
電気設備工事	配線等	(1) 老朽化等による既設配線等の取替え工事 (2) 機器の取替え又は新設工事に伴う配線等工事	インターネット、ケーブルテレビの接続工事等